



## 1. 政党法および報道法

ハイレベルのシリア政府筋は以下のように述べた。

- (1) 近く、政党法案が提出され、国民の議論に付される。法案は第10回バアス党地域指導部大会で提起されたものに修正が加えられたものである。議論は、法案をより良いものにするためになされる。
- (2) 政党法は、革命後に修正されたエジプトの政党法に近いものとなるだろう。また、政党法は、宗教、宗派、民族を基盤とする政党の設立の禁止など、その基本に変更はない。
- (3) 政党法に続き、報道法も成立させるために次期政権で議論される。次期政権は遅くとも来週はじめには組閣されるだろう。

## 2. 各種委員会の動向

- (1) アラブ人およびクルド人の有力者と政府ハイレベルとの会合の準備がなされている。これは、シリアの国民的統一を強化する努力を深める枠組みで行われる。1962年統計問題を検討する委員会は作業を行っており、その勧告はほぼ準備ができている。
- (2) ダラア・ラタキア事件に関する調査委員会は、調査という性質上、(完了時期を設置する) 時間的枠組みに服さない。同委員会の調査は、ドゥーマ市の事件に関する調査も含まれる見込みである。
- (3) 4日、緊急事態法撤廃検討委員会のメンバーであるイブラーヒーム・ダッラージはシリアTVで次のように述べた。
  - ・ 緊急事態法撤廃検討委員会は、緊急事態法を別の法に置き換えることではなく、国家の安全と国家の尊厳という2つの重要な原則を両立させる法的基盤を用意することを目的とする。この2つの価値は矛盾しない。国民が基本的権利を享受しない時、国家は安全とはなりえない。
  - ・ 米国、仏国、英国、カタル、UAE、オマーン等のアラブ諸国など、多くの国には対テロ法がある。我々は、シリアの法律と国民の期待に沿うように、他国における同様の経験について精査している。
  - ・ 委員会の作業に制約はなく、国家の安全と国民の尊厳が唯一の基準である。我々が探求しているのは、自由を制限しない国民的法律または法的改正であるが、まずは国民の安全を保障するものである。他の国々が直面している課題とシリアが直面している課題との相違、またシリアが対テロ関連16条約のうち13の条約を承認しているということも勘案して、我々は望ましい結果となるように作業している。
  - ・ 作業の期限は、今月25日である。シリア指導部は期限内に理想的なものができることを望んでおり、近く相応しいものが提出されるだろう。